

## 第4章 水道メーター

### 1. 水道メーターの設置

- (1) 水道メーターの設置は、原則として1つの建築物につき1個とする。ただし、建築物の構造上必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 受水槽を設置する場合は、その上流側に水道メーターを1個設置する。ただし、受水槽を設置する公営住宅等で、管理上必要であると管理者が認めた場合は、受水槽下流側の住宅ごとに設置することができる。
- (3) 水道メーターの口径は、配水管からの取出口径と同口径にすること。ただし、給水管の延長が長い場合や、将来において使用水量の増加が見込まれる場合はこの限りでない。

#### ☞ 関連事項

・縮径方法については、第2章（3ページ）を参照のこと。

- (4) 水道メーターの設置位置は次のとおりとすること。

- ① 建築物等の敷地内とする。
- ② 原則として配水管または他人名義の給水装置からの分岐部に最も近い位置とする。
- ③ 建築物の外とする。
- ④ 検針や水道メーター取替え、直結止水栓の修繕等に支障のない位置とする。
- ⑤ 衛生的で損傷のおそれがない場所とする。
- ⑥ 水平に設けることができる場所とする。

#### ☞ 関連事項

・水道メーターの寸法は別冊の「水道メーターの主要寸法表・外観寸法図」を参照のこと。

#### ※特記事項等

・新設工事で、φ50以上の電子メーターを新たに取り付ける場合、遠隔表示器を検針しやすい場所に設置するとともに、ケーブルは破損の恐れのない場所へ埋設すること。

### 2. メーターボックスの材質・仕様等

口径	材質	仕様・基準
φ13	FRP製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反応板付</li> <li>・底板付</li> <li>・施工業者名記入プレート付</li> <li>・φ13・φ20兼用タイプ</li> </ul>
φ20		
φ25	FRP製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反応板付</li> <li>・底板付</li> <li>・施工業者名記入プレート付</li> </ul>
φ40		
φ50以上	ダクタイル鋳鉄製（小蓋付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボックス内に上流側仕切り弁とメーター前後のフランジが入り、取り外しが容易な大きさであること。</li> <li>・電子メーターの場合は、遠隔表示器用ケーブルの埋設用ケース管を設置すること。</li> </ul>
	FRP製（小蓋付）	

#### ※特記事項等

・埋設型メーターユニットを推奨する。  
 ・埋設型メーターユニットの仕様については、管理者が別途定める仕様書を参照のこと。